

## 羽曳野市内及び準市内業者の取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、羽曳野市競争入札参加者審査選定規程に基づく有資格業者のうち、羽曳野市内業者及び準市内業者の取り扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市内業者 本市内に人的及び物的設備を有し、毎年3月1日現在において過去1年以上継続して契約行為を含む主たる営業活動の事業所を有するものであって、次のすべてを具備するものをいう。

ア 商業登記の本店所在地が本市内にあること。

イ 建設工事入札参加資格審査申請書に添付された許可証明願の主たる営業所の所在地が本市内にあること。

ウ 本市が課税する市税について未納がないこと。

(2) 準市内業者 本市内に人的及び物的設備を有し、毎年3月1日現在において過去1年以上継続して契約行為を含む営業活動の事業所を有するものであって、次のすべてを具備するものをいう。

ア 商業登記の支店・営業所等（以下「支店等」という。）の所在地が本市内にあること。

イ 本市内の支店等が建設業の許可を受けており、かつ本市と契約が締結できること。

ウ 本市が課税する市税について未納がないこと。

(3) 市外業者 前各号に規定する業者以外をいう。

(営業活動の事業所の要件)

第3条 市内業者及び準市内業者の営業所の事業所（以下「営業所」という。）は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たしていなければならない。

(1) 営業所の形態

ア 自社又は賃貸借による建物であること。

イ 会社役員、社員又は他の者が居住している専用住宅でないこと。

ウ 兼用住宅の場合は、営業所の機能を有する部分が居住部分と完全に分離しており、居住部分の玄関とは別に営業所専用の入口があること。

(2) 営業所の設備

ア 自社の看板（10cm×30cm以上でプラスチック等の破れない材質）を設置していること。

イ 自社専用の電話及びファックスを常設しており、転送をしないこと。また、他の者と共同使用をしていないこと。

ウ 自社専用のパソコン及びプリンターを常設していること。また、他の者と共同使用をしていないこと。

エ 許可標識の掲示及び事務机等の什器備品を備えていること。

(3) 営業所の体制

ア 建設業法で規定されている営業所専任の技術者が配置されていること。

イ 1人以上の社員が必ず常駐しており、連絡が常時とれる体制であること。

ウ 営業に係る帳簿類等を備え付けて、保存管理していること。

エ 出勤簿等で、社員の通勤状態が常に記録されていること。

(営業所実態調査)

第4条 市内業者及び準市内業者として登録される者は、営業所の要件が備えられているかを確認するために本市が実施する営業所実態調査を受けなければならない。

2 営業所実態調査は、登録有効期間（2ヵ年）内に事前予告をしないで聞き取り及び写真撮影等を行うものとする。

3 市内業者及び準市内業者として登録される者は、営業所実態調査により不備が判明した場合は、本市が設定する改善期間内に不備な要件を改善し、改善内容及び写真等を添付した報告書を本市に提出しなければならない。改善期間内に改善及び報告書の提出がない場合は、市外業者として登録を切り替えるものとする。ただし、改善報告書が提出されるまでの期間は、指名を留保するものとする。

(誓約書)

第5条 市内業者又は準市内業者として登録を希望する者は、建設工事競争入札参加資格審査申請書の提出にあたり、次のことについて記した誓約書を提出しなければならない。

(1) 第3条に規定する営業所の要件をすべて満たしていること。

(2) 本市が実施する営業所実態調査について、全面的に協力するとともに一切の異議を申し立てないこと。

(3) 営業所の要件に対して不備が判明し、本市が求めた改善及び報告書の提出が、本市の指導する改善期間を過ぎた場合は、登録を市外業者に変更されること。

(4) 建設業法上の許可要件を満たしていない疑義により許可行政庁へ通報されること。

(営業所の変更、認定)

第6条 準市内業者及び市外業者が、本市内に主たる営業所（本店）を変更又は支店を開設した場合は、次の各号により市内業者又は準市内業者として認定し取り扱うものとする。

(1) 準市内業者が、主たる営業所（本店）を市内に変更した場合は、変更申請があった直近の競争入札参加資格審査委員会において、市内業者として承認を得るものとする。

(2) 市外業者が本市内に主たる営業所（本店）を変更、又は支店を開設した場合、競争入札参加資格審査委員会において、市内業者若しくは準市内業者として承認を得た後、翌年度の4月1日から取り扱うものとする。

(3) 認定は承認された日とする。ただし、市内業者若しくは準市内業者が、主たる営業所（本店）及び支店を本市外へ変更した場合は、変更申請日をもって市外業者と認定されたものとみなす。

(同族会社の認定)

第7条 入札における談合を防止するため、市内業者又は準市内業者が次のいずれかの要件に該当している場合は、全てを同族会社と認定し取り扱うものとする。なお、本条及び第9条における代表者とは支店長又は営業所所長を含むものとする。

(1) 代表者の2親等以内の親族が代表者である建設業者があること。

(2) 代表者が株主となっている羽曳野市内又は準市内の建設業者があること。

(3) 会社役員が他の建設業者の役員になっていること。

(4) 所有する建物内に事務所を置いている場合で、同じ建物内に建設業者の事務所

があること。

- (5) 賃借する建物内に事務所を置いている場合、同じ建物内に建設業を営む建物の所有者の事務所があること。
- (6) 電話、ファックス、パソコン及びプリンターを共用使用している建設業者があること。

(認定した同族会社の取扱い)

第8条 電子入札において、同日に開札予定の同業種の案件において、同族会社の参加はその内1業者のみ認めるものとし、2業者以上の参加があった場合には同族会社の入札参加業者全てを無効とする。

- (2) 指名競争入札において、同族会社の参加はその内1業者しか指名できないものとする。

(同族会社調査表)

第9条 市内業者又は準市内業者として登録を希望する者は、次の各号に掲げるときに、第7条に示した同族会社の認定要件への該当の有無等について記した同族会社調査表を提出しなければならない。

- (1) 建設工事競争入札参加資格審査申請書を提出したとき。
- (2) 代表者又は会社役員を変更したとき。
- (3) 事務所が移転したとき。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年11月1日から施行する。